

令和3年4月21日

保護者 様

新潟市教育委員会

### 新型コロナウイルス感染症対策に関するお願いについて

日ごろより本市の教育活動に温かいご支援をいただき、ありがとうございます。  
教育委員会では、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を進めています。  
これらの対応は、感染拡大を防ぎ、子ども一人ひとりの健康を守るため、また子ども  
の健やかな学びを保障していくための大切な取組となります。

つきましては、感染拡大を防止するため、下記のとおり、保護者の皆様のご理解  
とご協力をお願いいたします。

#### 記

- 1 感染拡大の防止を図るため、次の場合は、速やかに学校にご連絡ください。

- |                                    |
|------------------------------------|
| (1) お子さん又は同居するご家族がPCR検査等を受ける場合     |
| (2) お子さんが濃厚接触者に特定された場合             |
| (3) お子さん又は同居するご家族が新型コロナウイルスに感染した場合 |

※ 個人情報の管理については、細心の注意を払って対応します。

- 2 「健康観察表」の記録を継続し、お子さんの健康観察をしてください。発熱等  
の風邪の症状が見られる場合は、登校せず、自宅で休養してください。
- 3 新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別を防止し、全ての子どもが安  
心して学校園生活を送ることができるよう、学校では子どもへの指導を続けてい  
ます。偏見や、心ない言葉・態度によるいじめなどが起きることがないように、ご  
家庭でもお子さんへの言葉掛け、ご指導を重ねてお願いいたします。
- 4 発生時における学校の対応についてのお知らせはメールにて行います（メール  
アドレスの登録がない保護者には電話で連絡します）。迅速に連絡を行うため、  
メールアドレスをまだ学校に登録されていない保護者におかれましては、ぜひ登  
録をお願いいたします。

#### 問い合わせ先

感染症対策について	保健給食課	025-226-3206
教育活動について	学校支援課	025-226-3274

## 学校において感染者等が確認された場合の教育委員会の基本的な対応について

### 1 児童生徒等及び教職員に感染が確認された場合

- (1) 学級閉鎖による対応を基本とします。
- ①状況により学年閉鎖や休校の措置をとる場合もあります。
  - ②学級閉鎖等の実施範囲や期間については、保護者の皆様に配信メールなどでお伝えします。
  - ③濃厚接触者等の特定やPCR検査等は保健所が実施します。
  - ④学級閉鎖等の期間中に消毒を行います。
  - ⑤学級閉鎖対象の学級以外は、感染予防対策を徹底した上で教育活動を継続します。
- (2) 学級閉鎖等の対象となった児童生徒の対応については次のとおりです（個々の事情により対応が異なる場合があります）。
- ※保護者の皆様には、対応について配信メールや電話でお知らせします。

#### ◆児童生徒等、教職員の感染が午前に確認された場合

##### ○ 当日、児童生徒等は給食（昼食）を食べた後、下校します。

- ・家の鍵を持っていない等で早退することに支障のある児童生徒等は、通常の下校時刻まで学校園に残り、その後、下校します。

#### ◆児童生徒等、教職員の感染が午後を確認された場合

##### ○ 通常どおりの時刻に下校となります。

※いずれの場合も、放課後児童クラブ（ひまわりクラブ等）、放課後等デイサービスを利用する児童生徒等は学校園で保護者の迎えを待ちます。できるだけ早めの迎えをお願いいたします。

- (3) 次の場合は出席停止扱いとなります。
- ①感染が判明した場合  
→登校時に「療養解除届」を提出してください。
  - ②感染者の濃厚接触者に特定された場合、PCR検査の対象者となった場合
  - ③発熱等の風邪の症状が見られる場合
  - ④医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと判断された場合
  - ⑤感染への不安から自主的に欠席する場合  
→②③④⑤の場合は、登校時に「出席停止報告書」を提出してください。  
※「療養解除届」及び「出席停止報告書」は保護者の方が記入します。医師による記入は不要です。

### 2 来校園者の感染が確認された場合

閉鎖措置等の対応は、保健所と協議の上、教育委員会が決定します。

### 3 その他

- (1) 給食業務に関わる者の中で新型コロナウイルス感染者やその疑いのある者が確認された場合は、急遽、給食の提供を中止、又は、献立の変更をする場合がありますので予めご承知おきください。
- (2) 基本的な感染症対策については、新潟市のガイドラインに基づき、対応を継続します。
- (3) これらの対応については、現時点での対応であり、今後の状況によっては変わる場合があります。

#### 問い合わせ先

感染症対策について	保健給食課	025-226-3206
教育活動について	学校支援課	025-226-3274
放課後児童クラブについて	こども政策課	025-226-1197

令和3年8月26日

保護者様

新潟市教育委員会

## 新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（お願い）

日ごろより本市の教育活動に温かいご支援をいただき、ありがとうございます。

現在、感染力が強い新たな変異株（デルタ株）の拡大により、連日過去最多となる感染者が確認され、本市には県より「特別警報」が再度発令されています。

近例では、野外飲食のような3密ではない状況での感染や学校園外の活動での感染の広がりも報告されており、感染拡大のスピードはこれまでにない状況となっています。

教育委員会及び各学校園としては、感染拡大を防ぎ、子ども一人ひとりの健康を守るため、また子どもの健やかな学びを保障していくために感染症対策の徹底に努めます。

つきましては、感染拡大を防止するため、下記のとおり、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 「健康観察表」の記録を継続し、お子さんの健康観察をしてください。発熱等の風邪症状がある場合には登校園せず、自宅で休養してください。
- 2 感染拡大の防止を図るため、次の場合は、速やかに学校園にご連絡ください。

(1) お子さん又は同居するご家族が新型コロナウイルスに感染した場合
(2) お子さんが濃厚接触者に特定された場合
(3) お子さん又は同居するご家族がPCR検査等を受ける場合（勤務先等で定期的 に検査を受ける場合を除く）

※ 個人情報の管理については、細心の注意を払って対応します。
- 3 子どもたちの健康を守り、安心して学校園生活を送るためにも、日常生活や学校園外の活動においても、感染リスクの高い行動を控えるなど、これまで以上に感染対策を徹底していただきますようお願いいたします。
- 4 新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別を防止し、全ての子どもが安心して学校園生活を送ることができるよう、学校園では子どもへの指導を続けています。偏見や、心ない言葉・態度によるいじめなどが起きることがないように、ご家庭でもお子さんへの言葉掛け、ご指導を重ねてお願いいたします。
- 5 感染症発生時における学校園の対応についてのお知らせはメールにて行います（メールアドレスの登録がない保護者には電話で連絡します）。迅速に連絡を行うため、メールアドレスをまだ学校園に登録されていない保護者におかれましては、ぜひ登録をお願いいたします。

【問い合わせ先】	感染症対策について 保健給食課 025-226-3206
	教育活動について 学校支援課 025-226-3274